

電気通信大学非常勤講師に関する規程

平成22年 3月19日

改正

平成23年 3月29日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）に置く非常勤講師の取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 非常勤講師は、学域又は大学院研究科での授業を行うことを職務とする。

(非常勤講師)

第3条 非常勤講師は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）別表に規定する非常勤教員とする。

(給与の取扱い)

第4条 非常勤講師の1時間あたりの給与額は、5,200円とする。

2 前項に規定する給与額は、本学教育研究職員の本給の改定に伴い改定することがある。

(非常勤講師に対する通勤手当の取扱い)

第5条 非常勤講師に対する通勤手当は非常勤職員就業規則第28条の規定に関わらず、旅費として支給する。

2 前項の旅費は、前学期又は後学期の期間を対象として出講状況を確認し、それぞれ一括して支給するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。